

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が第2の1に記載の開示請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の一部を不開示とした決定の中で、別表に記載の実施機関が不開示とした部分のうち、「審査会の判断」で「開示」とした部分は開示すべきであり、その余の部分を開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 本件対象公文書の内容

- (1) 第R03確認建築鹿児島1210094号 確認申請書一式（以下「対象公文書1」という。）
- (2) 第R03確認建築鹿児島1210173号 確認申請書一式（以下「対象公文書2」という。）
- (3) 第R03計更建築鹿児島4210005号 計画通知書一式（以下「対象公文書3」という。）

2 不開示とした部分

別表のとおり

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求書における主張要旨

配置図、敷地断面図及びボーリング柱状図が不開示とされていたため、当該部分の開示を求める。

鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第7条には不開示情報の定めがあるが、本件処分の不開示理由として同条第2号及び第3号が示された。しかし、条例の上位規範である情報公開法に照らしても、第7条第2号ただし書イにあるとおり、①建築確認土地の近隣住民の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当し、また、②待受擁壁の設計は一般的な計算法を使っていると考えられることから、「独自の技術力を駆使して設計した」情報とはいえない。したがって、当該決定には誤りがある。

①については、鹿児島市の「がけに近接する建築物の取扱いに関する要綱の運用基準」第4(1)ただし書「がけの崩壊の恐れが著しい場合又はがけの直近に建築する場合など」に該当し、かつ、その上位規範たる土砂災害防止法にいう特別警戒区域（レッドゾーン）としてのがけ下建築が容認されるか否かが判別されるべきものである。この判別過程、すなわち、住民の生命、財産の保護が成り立つか否かについては、むしろ積極的に情報開示されるべきである。がけ頂部から30度の俯角内にある住宅群の人命軽視に直結し、不開示決定は著しく正義に反する。しかも、かつて市が容認した建物群が存する地域全体の「資産価値」を左右する物理情報であり、それら損失対応や将来の土地利用についての問題

も生じてくる。

②については、当該技術検討が、義務教育で習うニュートン法則と地盤工学の定説等及びこれらを基とする国土交通省の告示式から平易に導かれる以外の何ものでもないことを意味する。

2 反論書における主張要旨

処分庁は、本件審査請求を棄却する、との裁決が妥当と考えると主張する。しかし、請求人が請求するものは、条例第7条第2号に該当する個人情報（建築主の電話番号 一級建築士の本籍地、生年月日 住戸の間取り）以外の文書、図画である。

待受擁壁ないし国土交通省告示第383号で土砂災害を有効に遮るべき門又は扉に関する情報は、「設計者が建築設計に関する知識と独自の技術力を駆使して設計した建築物の設計図書」であり、条例第7条第3号に該当すると処分庁が主張するのであれば、当該情報は同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たり、同時に第4号の記述の文意においてはその何れにおいても対象となるものではないから、開示すべき旨反論する。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

1 配置図に対する一部開示の判断について

建築計画概要書は、建築基準法第93条の2の規定により閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないものであり、配置図は、当該概要書の記載内容に含まれ公にされている情報であるが、その他の敷地求積図、道路斜線検討等の情報については、記載内容に含まれていない情報であり、特定の個人の資産に関する情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

また、図や表などは設計者が技術的なノウハウを用いて作成したものであることから、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

2 敷地断面図に対する一部開示の判断について

敷地断面図に記載されている形状及び寸法に関する情報については、測量結果等を基に崖等に対して安全な建築物をどのように設計するか設計者が技術的なノウハウを用いて作成したものであることから、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

また、個人住宅に係る測量結果の情報は、特定の個人の資産に関する情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

3 ボーリング柱状図に対する一部開示の判断について

ボーリング柱状図に記載されている主任技師等の氏名については、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

また、建築物の基礎の形状及び寸法に関する情報については、地質調査の結果を基に、建築物を支える地下構造物をどのように設計するか設計者が技術的なノウハウを用いて作成したものであることから、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

4 条例第7条第2号ただし書イの該当性について

審査請求人は、本件対象公文書の建築物について、本市が定める「がけに近接する建築物の取扱いに関する要綱の運用基準」第4(1)ただし書の「がけの崩壊の恐れが著しい場合又はがけの直近に建築する場合など」に該当するため、安全上支障があるにもかかわらず、本市ががけ下建築について容認したものであるとの主張である。しかし、同基準は建築基準法施行条例及びがけに近接する建築物の取扱いに関する要綱の確な運用を図るため必要な事項を定めるものであり、安全上支障がないと認められる場合は、同要綱第3条に規定されており、本件対象公文書の建築物については、同要綱第3条第7項「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第2条の「急傾斜地の崩壊」により土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が指定されている区域内で建築物をがけの下に建築する場合であって、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第8号に規定する建築物に該当する場合」に該当するものであることから、審査請求人の主張に正当性はない。

また、近隣住民の生命、財産の保護の観点から、条例第7条第2号ただし書イの規定に基づき積極的に開示すべきと主張しているが、がけの崩壊に関する情報は、土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項及び第2項に基づき鹿児島県知事が指定又は定める事項において公にされており、本件対象公文書の情報は、当該がけ地に隣接する敷地に建築する建築物の計画であって、当該がけ地に関するものではなく、がけの崩壊のおそれと直結する情報ではない。よって、第7条第2号ただし書イに該当しない。

5 不開示理由「独自の技術力を駆使して設計した」の解釈について

審査請求人は、「待受擁壁の設計は一般的な計算法を使っている」と考えられることから、条例第7条第3号に該当する「独自の技術力を駆使して設計した」情報ではないと主張している。

しかし、構造計算書は、設計者が建築主の要望に応じた建築計画を構築するため、自身の持つ建築設計に関する知識を用いて構造の検討を行い、作成したものである。構造計算の手法には、多数の種類があるものではなく、一定の手法の中で検討を行えるものではあるが、どの手法で検討するかは、あくまで設計者の判断による。

よって、不開示理由の中でいう「独自」とは、「設計者が判断した手法で構造計算を行ったもの」という趣旨であり、これを公にすることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

以上のことから、開示請求に対する公文書一部開示決定は、妥当である。したがって、本件審査請求には理由がなく、すみやかに棄却されるべきである。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙「審査会の経過」のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 建築確認事務について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）は、建築物の敷地、

構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている（法第1条）。

法に基づく建築確認事務は、この目的を達成するため、建築主事が建築物の法定基準に対する適合性を確認する事務であり、一定の建築物を建築する場合、建築主は工事の着手前にその計画が法等の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされており、これは建築確認を受けた建築物の計画の変更も同様である（法第6条）。確認の申請書には、各種設計図書を添付するとともに、建築計画概要書を併せて提出することとされている（法施行規則第1条の3）が、建築計画概要書は、建築主等の概要（建築主、設計者、工事監理者等の氏名、住所等）、建築物及びその敷地に関する事項（敷地面積、延べ面積及び建築物の高さ等）、付近見取図並びに配置図が記載された書面であり、確認を受けた建築物が滅失又は除却されるまで保存され、法に基づき閲覧の請求を行うことによって、何人でも閲覧することができる（法第93条の2、法施行規則第11条の3）。

(2) 本件対象公文書の概要について

本件対象公文書は、法第6条第1項の規定により、建築物の建築主が実施機関に提出した建築確認申請書等一式であり、その概要は以下のとおりである。

ア 対象公文書1

令和3年8月27日付けで建築主である個人から提出された一戸建て住宅に係る建築確認申請書一式

イ 対象公文書2

令和3年11月26日付けで建築主である個人から提出された一戸建て住宅に係る建築確認申請書一式

ウ 対象公文書3

令和3年6月18日付けで鹿児島市長から提出された鹿児島市立向陽小学校屋内運動場に係る計画変更通知書一式

(3) 条例に規定する不開示情報について

ア 条例第7条第2号

条例第7条第2号本文は、個人識別情報に加え、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。また、同号ただし書アでは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（以下「生命等保護情報」という。）を例外的に開示する旨が規定されている。

イ 条例第7条第3号

条例第7条第3号アは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。また、同号ただし書では、生命等保護情報を例外的に開示する旨が規定されている。

ウ 条例第7条第4号

条例第7条第4号は、公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報を不開示情報として規定している。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 対象公文書1

(7) 確認申請書

a 建築主の電話番号

建築主の氏名等の個人識別情報であっても、建築計画概要書において公にされているものについては、条例第7条第2号ただし書アに該当するため開示しなければならないが、建築主の電話番号については、建築計画概要書の記載事項とされておらず、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないため、不開示が妥当である。

b 建築士の印影

建築計画概要書において公にされており、条例第7条第2号ただし書アに該当するため、開示すべきである。

c 建築物の概要

実施機関は、建築物の概要のうち、延べ面積、高さ等の建築計画概要書記載事項と重複する情報については、開示している。

実施機関が不開示とした情報は、建築設備の種類や居室の床の高さ、柱の小径等で、建築計画概要書の記載事項とされていないものである。これらの個人の資産に関する情報を公にすれば、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

(イ) 建築士免許証、定期講習修了証

a 建築士の本籍地

条例第7条第2号に該当するため、不開示が妥当である。

b 建築士の生年月日

条例第7条第2号に該当するため、不開示が妥当である。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域に定められている事項等の照会について

a 建築物と崖の下端との距離

建築計画概要書において公にされており、条例第7条第2号ただし書アに該当するため、開示すべきである。

b 土石の高さ等の数値

鹿児島県ホームページで閲覧可能な土砂災害警戒区域等マップにおいて公にされており、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(エ) 標識設置届、景観計画区域内行為届出書

a 建築主の電話番号

条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないため、不開示

が妥当である。

b 建築物の基礎の工法

建築計画概要書の記載事項とされていない個人の資産に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

(オ) 付近見取図、配置計画図、敷地求積図

a 敷地求積図、求積表

敷地面積の上下左右の距離等は、不動産登記簿上で公にされているはずではあるが、登記申請時の提出図面と本件対象公文書が同じ図面であるかは定かでないため、不動産登記簿上で公にされている情報と一致するとは限らない。これらの寸法に関する情報は、個人の資産に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

b 建築物構造規制に関する記載

土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造規制に関する一般的な記載であり、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

c 道路斜線検討に関する記載

道路幅員等の実数値を基に計算を行った結果が記載されているに過ぎず、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(カ) 仕上表

建物内部の間取りや寸法、内装・外装に用いる仕上げ材、設備機器等に関する情報は、個人の資産に関する情報であり、一般に公にされるものではなく、また、建物外部からは確認できないものであるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

(キ) 各階平面図

不開示が妥当である（理由はア(カ)に同じ。）。

(ク) 屋上平面図、断面図

不開示が妥当である（理由はア(カ)に同じ。）。

(ケ) 敷地断面図

建物と隣地境界線との距離、ブロック塀の高さ等の建築計画概要書記載事項と重複する情報については、条例第7条第2号ただし書アに該当するため、開示すべきである。

(コ) 立面図

a 立面図

建築物の外観を表したもので、完成後に不特定多数の者が目視により確認できる情報であることを承知の上で作成された図面であると判断するのが相当であり、公にすることにより、当該設計者である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号アに該当しないため、開示すべきである。

b 寸法

寸法に関する情報は、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないため、不開示が妥当である。

(サ) 24時間換気計算

a シックハウス対策の換気量計算

建築物の法適合性の検討を行った図面であり、設計者の独自の技術力又は技術的なノウハウに基づく情報が含まれており、公にすることにより、当該設計者である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当することから、不開示が妥当である。

b 換気設備機器の性能表

不開示が妥当である（理由はア(カ)に同じ。）。

(シ) 建物天空図、アクソメ図、天空率比較表、三斜計算

不開示が妥当である（理由はア(サ) aに同じ。）。

(ス) 日影図

不開示が妥当である（理由はア(サ) aに同じ。）。

イ 対象公文書2

対象公文書2は、対象公文書1と同様に、個人から提出された一戸建て住宅に係る建築確認申請書一式であり、設計図書の大半が重複することから、対象公文書2固有の不開示情報について、以下検討する。

(7) 配置図、断面図

a 断面図

建築計画概要書において公にされており、条例第7条第2号ただし書アに該当するため、開示すべきである。

b 建築物構造規制に関する記載

土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造規制に関する一般的な記載であり、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

c 建築士事務所の担当者氏名

特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

(イ) 矩計図

建物の寸法、仕上げ材等に関する情報が記載されており、個人の資産に関する情報であり、一般に公にされるものではなく、また、建物外部からは確認できないものであるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

ウ 対象公文書3

(7) 計画変更通知書

a 建築士の印影

当該印影は建築士の職印ではなく、また、個人の実印でもないため、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

b 建築物の概要

実施機関は、建築物の概要のうち、建築計画概要書の記載事項とされていない

情報を不開示としているが、対象公文書3の建築物は市有財産であるため、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

c 構造計算の区分

建築物の区分を踏まえて選択した建築基準法施行令に規定する構造計算の種類を示す情報であり、構造計算に用いた具体的なプログラムや構造計算の内容を明らかにするものではないため、公にすることにより、当該設計者である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号アに該当しないことから、開示すべきである。

d 構造計算に用いたプログラム

構造設計者が構造計算に用いた具体的なプログラム名称が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当することから、不開示が妥当である。

(イ) 建築士定期講習修了証

建築士の生年月日は、条例第7条第2号に該当するため、不開示が妥当である。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域に定められている事項等の照会について

a 建築物と崖の下端との距離

市有財産に関する情報であり、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

b 土石の高さ等の数値

鹿児島県ホームページで閲覧可能な土砂災害警戒区域等マップにおいて公にされており、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(エ) 各種設計図書（工事概要、配置図、建物求積図、平面図、立面図等）

審査会は以下のとおり検討を行い、各種設計図書については、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきと判断する。

a 条例第7条第3号アの該当性について

実施機関は、設計図書は、設計者が発注者の発注内容に対し、間取りや納まり等を考慮し、建築設計に関する知識や経験、技術的なノウハウを用いて作成するものであることから、これを公にすることにより、設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、不開示としている。

しかしながら、当該設計図書は市立小学校屋内運動場の改修工事に係る設計図書であり、対象建築物が市有財産であるため、施設所管課によってこれらの情報が公開されていることも考えられる。

審査会が対象建築物の所管課である鹿児島市教育委員会施設課に確認したところ、市立学校の改修工事等の設計図書については、工事の一般競争入札の公告に際し、設計図書の公開を行っていること、また、公告期間が経過し、市ホームページ等での公開が終了した後に開示請求がなされた場合、鹿児島市教育委員会教育長は設計図書を全部開示していることが確認された。

このように、当該設計図書が他の実施機関において全部開示されている状況にあっては、これを公にすることにより、設計者の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第3号アには該当しない。

b 条例第7条第4号の該当性について

審査会が見分したところ、各種設計図書のうち、平面図には屋内運動場内のトイレや更衣室等の配置が記載されていること、また、建具表には窓の材質等が記載されていることが認められた。これらは、建物の内部構造等を明らかにする情報（以下「建物内部情報」という。）であり、公にすることにより建物内への侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするものとして、条例第7条第4号に該当する可能性がある。

審査会が鹿児島市教育委員会施設課に対し、建物内部情報の取扱いについて意見照会を行ったところ、鹿児島市教育委員会においては、文部科学省作成の「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」等を参考に、各学校における外部からの侵入防止対策を行っており、建物内部情報を公にすることがただちに犯罪の誘発等につながるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しないものとする判断が示された。

したがって、審査会としても、市教育委員会の意見を踏まえ、平面図等の建物内部情報については、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすほどの蓋然性は認められず、条例第7条第4号には該当しないものと判断する。

なお、少数意見として、国内において学校等への不法侵入から痛ましい事件が発生している事実や、対象公文書3は小学校の平面図等であり、年齢的に自分で判断して行動することが難しい児童生徒も在籍していること等を踏まえると、より防犯面について配慮が必要であることから、開示すべきではないとの意見があった。

市教育委員会においては、今後も社会情勢の変化等を考慮しながら、平面図等の建物内部情報の適切な管理に努められるよう付言する。

(オ) 追加説明書

構造計算に関する記載は不開示が妥当である（理由はウ(キ)に同じ。）。

(カ) 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

a 建築士の印影

開示すべきである（理由はウ(ア) aに同じ。）。

b 最高の軒の高さ

市有財産に関する情報であり、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

c 建築物の区分

建築物が法に規定する建築物区分のいずれに該当するかを示す情報に過ぎず、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

d 構造計算の種類

開示すべきである（理由はウ(ア) cに同じ。）。

e 構造計算の方法

構造設計者が構造計算においてどのような手法を用いたかが記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当することから、不開示が妥当である。

f 構造計算に用いたプログラム

不開示が妥当である（理由はウ(ア) dに同じ。）。

(キ) 構造計算書

実施機関は、構造計算書は設計者が建築設計に関する知識と独自の技術力を駆使して作成したものであり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、構造計算書のうち表紙を除く部分を不開示としている。これに対し、審査請求人は、一般的な計算法を使っており独自の技術力を駆使して設計した情報とはいえない旨主張していることから、条例第7条第3号アの該当性について検討する。

構造計算書とは、建築物が自重、積載荷重等並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、その構造が法やその他関係法令の基準を満たし、安全であることを検証するため、構造計算の概要、仮定条件、計算結果等をまとめた文書である。

構造計算書の作成に当たっては、設計者はこれまで培ってきた技術力又は技術的なノウハウに基づき、建築物の安全性、居住性及び経済性等の種々の要素を勘案して作成するものであり、使用部材の断面、配置及び使用材料規格等の情報が寸法等の数値と併せて詳細に記録されていることから、これらの情報を公にすることにより、第三者が当該設計に関するノウハウを活用することで、設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

もっとも、本件構造計算書のうち、目次については、本件構造計算書の構成及び該当ページが記載されているのみであって、一般的項目を示したものに過ぎず、また、設計方針については、設計者が設計上準拠した資料が示されているが、これらは構造計算に当たって一般的に参照される出版物が記載されているものであることから、法人の技術的なノウハウが含まれているとはいえない。

したがって、本件構造計算書のうち表紙を除く部分について、目次及び設計方針は条例第7条第3号アに該当しないが、それ以外の部分は条例第7条第3号アに該当するため、不開示が妥当である。

(ク) ボーリング柱状図（構造計算書41ページ）

a 地質調査会社の担当者氏名

特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことから、不開示が妥当である。

b 建築物の基礎の形状及び寸法に関する情報

地質調査の結果を基に、建築物を支えるための地下構造物をどのように設計するかを設計者が技術的なノウハウを用いて作成したものであり、公にすることにより、第三者が当該設計に関するノウハウを活用することで、設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号アに該当することから、不開示が妥当である。

エ 生命等保護情報の該当性について

審査請求人は、本件対象公文書記載の情報が、生命等保護情報に該当する旨主張していることから、その該当性について検討を行う。

条例第7条第2号ただし書イ及び同条第3号ただし書の規定は、個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある情報を原則として不開示情報としつつも、人の生命、健康、生活又は財産の保護という行政機関の基本的な責務との調整を図る趣旨であると解される。

そうすると、生命等保護情報に該当するためには、当該情報が不開示とされることによって現に人の生命等への侵害が発生しているか、将来これらが侵害される蓋然性が高く、当該情報を開示することによってこれらの侵害が除去される蓋然性がある場合であって、当該情報を不開示とすることにより害されるおそれのある人の生命等を保護する必要性と、これを開示することにより害されるおそれのある個人又は法人等の利益の保護の必要性とを比較衡量し、前者が後者に優越することが必要であると解するのが相当である。

本件建築物の確認申請については、建築主事の審査を受け、その計画が法等の規定に適合するものとして、確認済証が交付されており、本件建築物が、建築確認の審査対象たる、人の生命等の保護に関する法及び建築基準関係規定に適合していることは看取できる。なおかつ、審査請求人の主張からは、本件建築物に関し、人の生命等に係る明らかな危険性が存在するものと認めるに足る特段の事情は何もないことから、本件対象公文書記載の情報は生命等保護情報には該当しないものと判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対象公文書	文書の構成	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
対象公文書1	確認申請書	建築主の電話番号	不開示	2号
		建築士の印影	開示	
		建築物の概要（建築計画概要書記載事項でないもの）	不開示	2号
	建築士免許証、定期講習修了証	建築士の本籍地	不開示	2号
		建築士の生年月日	不開示	2号
	土砂災害特別警戒区域に定められている事項等の照会について	建築物と崖の下端との距離	開示	
		土石の高さ等の数値	開示	
	標識設置届、景観計画区域内行為届出書	建築主の電話番号	不開示	2号
		建築物の基礎の工法	不開示	2号
	付近見取図、配置計画図、敷地求積図	敷地求積図、求積表	不開示	2号
		建築物構造規制に関する記載	開示	
		道路斜線検討に関する記載	開示	
	仕上表	全部	不開示	2号
	各階平面図	全部	不開示	2号
	屋上平面図、断面図	全部	不開示	2号
	敷地断面図	建築計画概要書記載事項と重複する情報	開示	
		上記以外の部分	不開示	2号
	立面図	立面図	開示	
		寸法	不開示	2号
	24時間換気計算	シックハウス対策の換気量計算	不開示	3号
		換気設備機器の性能表	不開示	2号
	建物天空図、アクソメ図、天空率比較表、三斜計算	全部	不開示	3号
	日影図	全部	不開示	3号

別表

対象公文書	文書の構成	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
対象公文書2	確認申請書	建築主の電話番号	不開示	2号
		建築士の印影	開示	
		建築物の概要（建築計画概要書記載事項でないもの）	不開示	2号
	建築士定期講習修了証	建築士の生年月日	不開示	2号
	24時間換気計算	シックハウス対策の換気量計算	不開示	3号
		換気設備機器の性能表	不開示	2号
	配置図、断面図	断面図	開示	
		建築物構造規制に関する記載	開示	
		建築士事務所の担当者氏名	不開示	2号
	求積図	全部	不開示	2号
	平面図	全部	不開示	2号
	立面図	立面図	開示	
		寸法	不開示	2号
		外壁等の仕様	不開示	2号
	矩計図	全部	不開示	2号

別表

対象公文書	文書の構成	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
対象公文書3	計画変更通知書	建築士の印影	開示	
		建築物の概要（建築計画概要書記載事項でないもの）	開示	
		構造計算の区分	開示	
		構造計算に用いたプログラム	不開示	3号
	建築士定期講習修了証	建築士の生年月日	不開示	2号
	土砂災害特別警戒区域に定められている事項等の照会について	建築物と崖の下端との距離	開示	
		土石の高さ等の数値	開示	
	各種設計図書	工事概要、配置図、建物求積図、平面図、立面図等	開示	
	追加説明書	構造計算に関する記載	不開示	3号
		上記以外の部分	開示	
	構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	建築士の印影	開示	
		最高の軒の高さ	開示	
		建築物の区分	開示	
		構造計算の種類	開示	
		構造計算の方法	不開示	3号
		構造計算に用いたプログラム	不開示	3号
	構造計算書	目次、設計方針	開示	
		上記以外の部分	不開示	3号
	ボーリング柱状図（構造計算書41ページ）	地質調査会社の担当者氏名	不開示	2号
		建築物の基礎の形状及び寸法に関する情報	不開示	3号

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和4年6月30日	実施機関からの諮問を受けた。
令和4年8月10日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
令和4年10月6日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年1月30日 (第4回審査会)	実施機関からの説明聴取を行った。 諮問の審議を行った。
令和5年2月27日	鹿児島市教育委員会施設課への意見照会を行った。
令和5年3月15日	鹿児島市教育委員会施設課から意見書が提出された。
令和5年3月24日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。